

今回から、「おさしづ」の用例を第1巻から順に取りあげて、「道」に込められた意味を読みといていきたい。『おさしづ』には割書や説明文に「道」が使われている箇所がいくつかある。それによって信仰者が「道」という言葉をどのように理解してきたかを考えることが出来る。今号では、まずその用例を概観したい。

割書と説明文における「道」

①明治20年1月10日(陰曆十二月十七日)

「右の者眞之亮へ神様の道の御話の事を迫りしところ、何れ考の上と仰せあり。」

②明治20年1月13日(陰曆十二月二十日)

「眞之亮より『神様の仰せと、国の掟と、両方の道の立つようにおさしづを願います。』」

③明治20年10月23日

「清水與之助おたすけに行き御利益もあり、帰り道にて、左の足に何となく出物でけ、喉ひっつくように成りしに付願」

④明治21年5月8日(陰曆三月二十八日)

「巡査平服で来たり、神の道を質問して帰りしにより、後にて伺」

⑤明治21年6月20日

「押して、東京本部に於て参詣人に神一条の道を伝えても宜しきや、又本部にてするは差支えなきや伺」

⑥明治21年7月17日(陰曆六月九日)

「(右の如く世界広い道になれば、皆々花の匂で寄り来るなれど、匂取る事分らん故に腹を立てるのであります)」

⑦明治21年7月24日(陰曆六月十六日)

「右おさしづ詰合の人々左の如く悟る。『四方へ抜けるというは往還の道の初、今日より運ぶにより、一間四方はかんろだいの地上を屋根抜き雨打たしの事、…』」

⑧明治21年11月7日

「松村吉太郎へ萱振芦田より入嫁の儀申来り、親よりも申せ共、親神様の道を尽す如何と存ぜられるに付、如何致す可きや伺」

⑨明治22年3月1日(陰曆正月三十日)午後一時三十分

「前伺の『なかへ遠く速やか一つ運び、一つ道』又『心と心と心にある』という理は、これは増野正兵衛生国長州へ帰りて神様の御話を伝える事でありませうか、又これは悟り違いでありますか伺」

⑩明治22年3月17日(陰曆二月十六日)

「兵神分教会の儀、世界の道速やかに御許し下され、地所の處誠に不思議のように結構に御許し下されましたに付、中井宗七、清水與之助、増野正兵衛の三名講社一統の代りに御礼を申上げおさしづ」

⑪明治22年6月18日

「松村吉太郎、前日実父、祖母身の障り願ひし處、大層のようおさしづに預り、これは兩人共安心の道を運ばねばならぬか、押して願」

⑫明治22年7月6日(陰曆六月九日)

「八木村の倉橋という者、十柱の神の画像と、教祖の画像を共に版にして、内務省の認可を得て売出すに付御道の妨げとなる故、買入れて宜しきや伺」

⑬明治22年7月29日

「松村吉太郎祖母たみ病気に付、神の道を運びて宜しきや、何分老体の事に付、伝えて却って御意に叶わずと思ひしが、この儀如何にや伺」

⑭明治22年9月19日(陰曆八月二十五日)

「増野松輔足障り伺、(増野正兵衛八日の日おぢばへ夫婦連にて参詣、その日松輔徴兵検査より帰る道にて、不意の足障りに付伺)」

⑮明治23年9月3日

「山中忠七古き道に肥を置き尽したる人に付取扱いの儀願」

①②は前回取りあげたが、①の「神様の道の御話の事」は、『稿本天理教教祖伝』においてつとめをすることだとされておられ、②は、つとめを急ぎ込まれる「神様の仰せ」とそれを止める「国の掟」両方に対比的に「道」が用いられている。

「神の道」「神一条の道」あるいは「親神様の道」という用法が他にも見られる(④⑤⑧⑩⑬)。④の伺に対する「おさしづ」に「一日にへ、世界の心、理をどういう事を尋ねる」とあり、橋本武『おさしづを拝す』(上)はこれを「このごろは毎日のように世間の者(巡査)が、この教えはどんなものかと尋ねに来ているが」と意識している。つまり、「神の道」は「この教え」のことである。⑤の「神一条の道」もほぼ同じであろう。当時のお屋敷の状況は、「毎日巡査が門前に張番して、信者は一人も門内に入れない。やしき内は、毎日取調にやって来るという状態」であったという(『稿本中山眞之亮伝』)、せっかく認可の下りた東京の本部で、教えをそのまま説いて問題が起きてはという懸念があったと推察される。⑬の伺に対する「おさしづ」も「どんな話も皆聞かさにやならんで」とあり、教えを取り次ぐことを指していることが分かる。さらにそこでは、「かりもの・かしの理」「生れ更わり出更わりの理」「長きへ道すがらの理」と具体的にその内容も指示されている。ただし⑧は少し異なるようである。松村吉太郎はこの年、村役場の職を辞して天理教会の設置認可に奔走し、この時も念願であったおやしきでの本部開筵式を目前に控えていた。「親神様の道を尽す」はそうした神様のために働くことを指していると考えられる。

次に、「世界の道」という用例が2つある。⑥当時の状況は世界(世間)の目の厳しい細道だが、支障なく信仰できる世界といった意味での「広い道」かと思われる。⑩の「世界の道」とは分教会設立認可のことを指す。この「おさしづ」の4日前に兵庫県知事より認可が下りている。これらとともに、世間的、社会的に信仰の歩みが認められることを意味している。

その他、⑫の「御道」は「おさしづ」本文には出てこない。「天理教」や「天理教会」を指すのであろうが、恐らくそれよりも古い言葉である。⑮はその「御道」の古い草創の時代を意味する。そして、⑦「往還の道」は結構な状態、大きくなることの比喩表現、③⑭はまさに帰り道、⑨⑪はいずれも前日の「おさしづ」にある言葉である。

このように、第1巻の割書や説明文では、大まかに見て、教えを指す「神の道」、それが社会的に認められることを指す「世界の道」、それらをひっくるめた「御道」というような用例が見られるのである。